

豊稔池土地改良区定款

豊稔池土地改良区定款（昭和25年7月31日制定）全部を改正する。

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実地に資することを目的とする。

（名称及び認可番号）

第 2 条 この土地改良区は、豊稔池土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、香川第3号である。

（地 区）

第 3 条 この土地改良区の地区は次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

	町 名	大字名	字 名
観 音 寺 市	大野原町	萩 原	切留、高尾、池下、東中村、西中村、大塚、西ノ後、嘉万坊、寺上、寺下の地域
		大野原	二葉、高松、井手下、吉ノ内、杉林、八兵衛屋敷、辻東辻南、辻西、辻北、大鞘、平塚、宮ノ下、椀貸塚
			袂下、伐留荒、伐留、段ノ池、柏屋、豆塚、彦エ砂、扇沢、石砂、野田松、木戸、阿弥陀池、清水池、三軒屋、白坂、四軒屋、屋敷、砂畑、雉子畑、河原井手、大井手、耕堂、平池、札場南、岡之塔、三反田、下組、十三塚、札場西、残水、桐の木、甲子池、上植松、林東、天々出水、林屋敷、五エ屋敷、下林、下林荒神
		中 姫	字大坪、本郷、南、桑の木、帳口、松ノ池、川西の内
	豊浜町	姫 浜	上喜吐地、下高丸、上高丸、池下

	柞田町		石井、玉田、大畑、岡ノ前、青木、大間、池崎、関前、土井之内、十宮、生物、八丁、東畑、法泉寺、山王、下野、中村、横田、馬場下、岡ノ殿
--	-----	--	---

(事業)

第 4 条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- 一 維持管理計画書にもとづくかんがい排水施設の維持管理
- 二 地区内幹線水路の改修及び支線水路の新設改修
- 三 地区内の区画整理
- 四 地区内全域にわたる農道の維持管理
- 五 地区内において一体事業として施行するかんがい施設の新設並びに区画整理及び農用地の造成
- 六 前各号の災害復旧事業

2 この土地改良区は、前項第 1 号の事業に付随して、次に掲げる事業を行う

- 一 農業集落排水事業
- 二 農地中間管理機構から委託を受けて行う事業
- 三 農地維持、資源向上等の多面的機能発揮促進事業を行う活動組織に参画して行う当該事業及び当該活動組織から委託を受けて行う事業
- 四 水源涵養林の育成

3 この土地改良区は、柞田川沿岸用水改良事業を共同して行うため柞田川沿岸土地改良区連合に所属する。

4 この土地改良区は、県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合はこれを受託する。

5 この土地改良区は、第 1 項の事業に付帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

6 この土地改良区は、第 1 項第 1 号から 4 号の事業に付帯し、その事業を害しない範囲内で多面的機能支払にかかる活動組織に参画し、保全向上活動を行う。

7 この土地改良区は、第 1 項第 1 号から 4 号の事業及び前項の事業を行うに当たり、当該活動組織からその事務を委託される場合は、これを受託する。

第 4 条の 2 区有地の植林作業

(事務所の所在地)

第 5 条 この土地改良区の事務所は、香川県観音寺市大野原町に置く。

(公告の方法)

第 6 条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場に掲示してこれをするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第 2 章 会 議

(総代会)

第 7 条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第 8 条 総代の定数は50人とする。

(総代の選挙)

第 9 条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第 10 条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第 11 条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第 12 条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度 1 回 3 月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第 13 条 組合員が、総組合員の 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から 20 日以内に総代会を招集しなければならない。

(書面又は代理人による議決)

第 14 条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出してしなければならない。

3 総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

(議決方法の特例等)

第 15 条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第 16 条 経費の収支予算を議決の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに 20 日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の 3 分の 1 以上が出席しその議決権の過半数で決することができる。

(議 長)

第 17 条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

(総 会)

第 18 条 第13条から前条までの規定は、総会について準用する。

第 3 章 役 員

(役員の数)

第 19 条 この土地改良区の役員定数は、理事 17 人及び監事 5 人とする。

2 前項の理事定数のうち、15 人は組合員とし、2 人は組合員でない女性とする。

3 第 1 項の監事定数のうち、4 人は組合員とし、1 人は法第18条第 7 項各号の全てに該当する者とする。

(役員選挙)

第 20 条 役員は、総代が総代会において選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、役員選挙に関し必要な事項は、附属書役員選挙規程で定める。

(理 事 長)

第 21 条 理事は理事長 1 人を互選するものとする。

第 22 条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。必要に応じ常務理事 1 人をおくことができる。

(事務の決定)

第 23 条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。

ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 24 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第 25 条 役員の任期は 4 年とし、総選挙により選挙された役員の就任の日から起算する。ただし、法第 29 条の 3 第 1 項及び第 134 条第 2 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず 4 年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

第 26 条 理事又は監事がその被選挙権を失ったとき、その職を失う。

第 4 章 経 費 の 分 担

(経費分担の基準)

第 27 条 第 4 条第 1 項第 1 号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

2 第 4 条第 1 項第 2 号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

3 第 4 条第 1 項第 3 号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、各区分に規約に基づいて定める土地の地積に比例して賦課する。ただし、換地処分公告のあった後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地交付基準地積に比例して賦課する。

4 第 4 条第 1 項第 5 号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、

予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、地積割に賦課する。

5 この土地改良区の所属する柞田川沿岸土地改良区連合の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し当該事業の施行に係る土地につき、地積割に賦課する。

6 前5項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する

(分 担 金)

第 28 条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき次に掲げる基準により各地域ごとに地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第 29 条 前2条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

(夫役の履行)

第 30 条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第 31 条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第 32 条 この土地改良区は、第91条の2の規定に基づき、県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第 33 条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後 60 日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第 34 条 第27条、第28条、第29条、第31条又は第32条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金3銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料百円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第 5 章 土地改良区連合の議員

(議員の選出)

第 35 条 この土地改良区が選出すべき柞田川沿岸土地改良区連合の議員は、組合員である理事のうちから総代会において選出する。

(議員の失職)

第 36 条 前条の規定により選出した議員が理事の職を失ったときは、議員の職を失う。

第 6 章 雑 則

(係及び委員会)

第 37 条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は、前2項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

(加 入 金)

第 38 条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金は、特別の事由があると認める場合は、総代会の決定によりこれを徴収しないことができる。

3 第1項の加入金の額は、総代会の決議により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第 39 条 前条の規定による加入金、法第43条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第34条の規定を準用する。

(基 本 財 産)

第 40 条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第 41 条 この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。

(残余財産の帰属者)

第 42 条 この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。

2 前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならない。

(事 業 年 度)

第 43 条 この土地改良区の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(電磁的方法)

第 44 条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委 任)

第 45 条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則 (令和 8 年 3 月 19 日の総代会で決議)

1 この定款は、認可の日 (令和 8 年 8 月 4 日) から施行する。

2 土地改良法の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 43 号) の経過措置を準用する。